入札説明書

令和７年７月１０日さいたま市告示第１１４５号（以下「告示」という。）により告示した「令和８年度版「家庭ごみの出し方マニュアル」日本語・外国語版作成業務」の入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　競争入札参加資格に関する事項

　１　本入札の告示日において、令和７・８年度さいたま市市入札参加資格者名簿(物品等)

　　　の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「印刷」、営業品目「印刷（製本を含む）」

　　　で登載されている者であること。

　２　次のいずれにも該当しない者であること。

　　　ア　特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始

　　　　　の法決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関

　　　　　する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

　　　イ　施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加

　　　　　させないこととされた者

　３　本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札

　　　参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま

　　　市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）

　　　による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

　４　入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始

　　　の申更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決

　　　定及び更生計画の認可がなされている者は除く。

　５　入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始

　　　の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている

　　　者は除く。

　６　令和２年度以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体において同種業務の契

　　　約を締結し、履行した実績を有する者であること。

２　入札説明書等に関する質問及び回答

告示、入札説明書及び仕様書等の内容に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。

⑴　質問の提出先

　　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課

　電子メール　haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

　⑵　質問の様式

質問は所定の様式を用い、電子メールに添付して２⑴のアドレス宛に送信すること。また、電子メールのタイトルは、「令和８年度版「家庭ごみの出し方マニュアル」作成業務に関する質問」とすること。

⑶　提出方法

　電子メール

　⑷　提出期間

　令和７年７月２４日（木）午後４時まで

　⑸　質問の到着確認

　必ず到着確認の電話を告示５⑶の連絡先まですること。

⑹　質問に対する回答は、全入札参加者へ令和７年７月３１日（木）午後５時までに電子

　メールで回答する。

　⑺　再質問

　　　実施しない。

３　競争入札参加資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

⑴　提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

(ｱ)　パンフレット等作成業務契約書の写し（令和３年度以降履行分のもの１件）

(ｲ)　定款及び商業登記事項証明書

(ｳ)　直前３年間の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

⑵　受付期間

告示の日から令和７年７月２５日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

⑶　受付場所

告示５⑶に同じ

⑷　提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

４　最低制限価格の設定

　　本入札は最低制限価格を設定する。入札にあたり、次の事項を熟知し参加すること。

⑴　最低制限価格を設定しているので、入札書の記載は注意した上で入札すること。

⑵ 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑶　最低制限価格を下回る入札をしたものは、その業務の再度入札に参加できない。

５　入札方法

告示１⑷に定める履行期間の総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

６　入札保証金

 見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。なお、免除の申請には、申請書及び契約書等の写しを提出すること。

⑴　提出書類

ア　入札保証金免除申請書

イ　入札保証保険契約書の写し、又は過去２年の間に国（公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約書（２回分）

⑵　入札保証金免除申請書等の提出先

告示５⑶に同じ

⑶　提出方法

持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）

⑷　提出期間

告示の日から令和７年７月２５日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

７　入札

　　提出書類

入札は、所定の入札書をもって行うこと。入札書を封入する封筒については任意のものを使用し、宛名「さいたま市長」、入札件名「令和８年度版「家庭ごみの出し方マニュアル」作成業務」及び入札者名を記入すること。入札提出書類は次のとおり。

⑴　委任状

⑵　入札書

８　入札の辞退

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が事前に入札を辞退する場合は、入札辞退届を市に提出するものとする。持参又は郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。）期限は令和７年８月１日（金）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）なお、入札を辞退した者が、これを理由として以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

９　開札等

⑴　入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができる。

⑵　入札は、入札公告に示した開札日時、場所で行う。

10　落札者の決定

⑴　落札者の決定方法

ア　さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第４項及び第５項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当

　　　該入札場所において直ちに再度入札を行う。

イ　入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者又はその代理人は、くじを引くことを辞退することができない。また、当該入札をした入札参加者又はその代理人が開札場にいないときは、こ

れに代って当該開札の執行立会人にくじを引かせるものとする。

⑵　開札に関する注意事項

ア　開札場には、入札参加者又はその代理人及び開札事務に関係のある職員以外の者は入場することができない。

イ　入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

ウ　入札参加者又はその代理人は、当該開札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。

エ　入札参加者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することはできない。

オ　開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退場させる。

(ｱ)　公正な執行を妨げようとした者。

(ｲ)　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者。

11　入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

12　その他

⑴　契約書作成に係る費用は、落札者の負担とする。

⑵　入札参加者は、本入札説明書及び参考規程類を熟読し、遵守すること。

⑶　仕様書の返却

 ア　仕様書は入札時に持参し、落札者以外は返却すること。

イ　入札を希望しない場合には、入札日までに返却すること。